

住民への情報伝達

- 石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、電子メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。また、各一時集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、石巻市と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、石巻市と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 医療機関、社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、石巻市から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



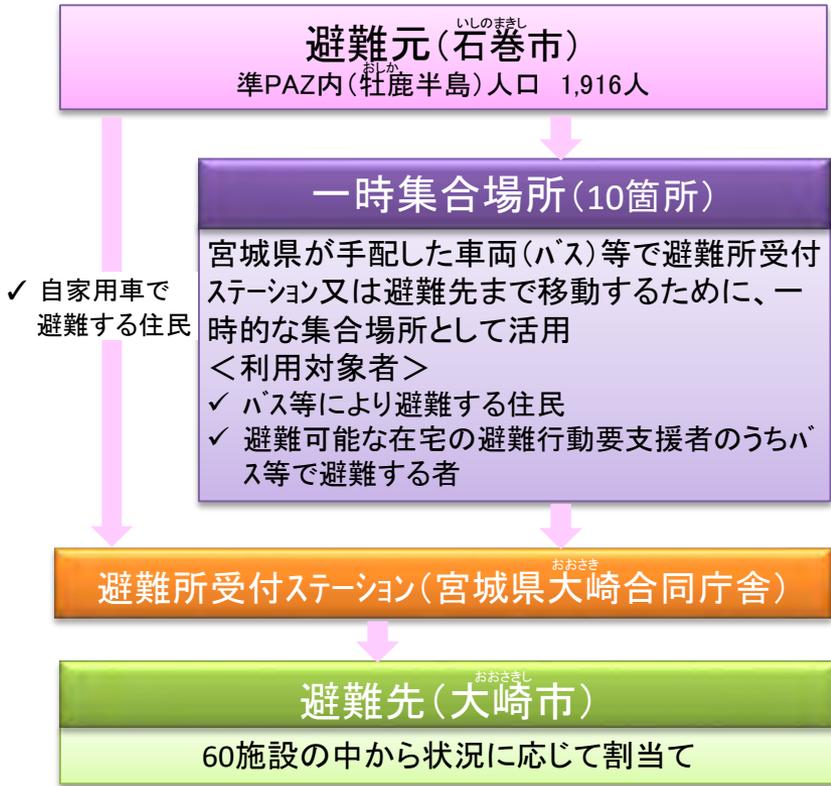
消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

- 石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、電子メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各一時集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系デジタル防災行政無線等により石巻市と情報を共有。



準PAZ内（牡鹿半島）における避難体制

- 警戒事態で、石巻市は住民広報、一時集合場所の開設を行い、宮城県は住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。また、宮城県、石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所受付ステーションを経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、石巻市は住民に避難を指示。自家用車等で避難する住民は避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難所受付ステーションを経由して避難先へ移動する。



準PAZ内（おしか牡鹿半島）の学校・保育所の児童等の避難

- 準PAZ内（おしか牡鹿半島）の小中学校の児童等（4施設、70人）及び保育所の幼児（2施設、23人）は、警戒事態で、授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに宮城県又は石巻市いしのまきしが手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所名称	人数		
	児童等	職員	合計
<small>あゆかわ</small> 鮎川小学校（ <small>おしか</small> 牡鹿地区）	18人	9人	27人
<small>おおはら</small> 大原小学校（ <small>おしか</small> 牡鹿地区）	16人	10人	26人
<small>ひがしはま</small> 東浜小学校（ <small>おぎのはま</small> 荻浜地区）	10人	8人	18人
<small>おしか</small> 牡鹿中学校（ <small>おしか</small> 牡鹿地区）	26人	15人	41人
<small>おしか</small> 牡鹿地区保育所（ <small>おしか</small> 牡鹿地区）	21人	8人	29人
<small>おぎのはま</small> 荻浜保育所（ <small>おぎのはま</small> 荻浜地区）	2人	2人	4人
合計（6施設）	93人	52人	145人

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童の引渡し

保護者が児童等を引取り

施設敷地緊急事態

- 引渡しができなかった児童等は、教職員等とともに、バスで避難開始。

避難の準備
（※保育所の幼児は避難開始）

全面緊急事態

避難の開始

避難所受付ステーション（おおさき宮城県大崎合同庁舎）

避難所（児童等が居住している地区の避難先）

保護者への引渡しができなかった児童等は、避難所で保護者に引渡し

※児童等の人数については、
保育所：平成31年4月1日現在
小中学校：令和元年5月1日現在

準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難

- 準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の医療機関及び社会福祉施設（3施設80人）の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、それぞれの避難先施設へ避難を実施。
- 準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の医療機関については、宮城県の被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、宮城県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。
- 通所施設の利用者は、警戒事態で、サービスを中止し、家族等へ引き渡す。

避難元施設

<準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）：3施設>

避難先施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	定員数
1	^{いしのまきしりつ} 石巻市立牡鹿病院 ^{おしか}	医療機関	25人

※1



※2

※3

番号	施設種別	市町名	受入可能人数
1	UPZ外医療機関96施設で合計2,286人の受入可能		

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	定員数
2	^{おしか} 清心苑 ^{せいしんえん}	特別養護老人ホーム	50人

※1



※2

※3

番号	施設種別	市町名	受入可能人数
2	特別養護老人ホーム	^{せんだいし} 仙台市（4施設）	65人
		^{いわぬまし} 岩沼市（2施設）	

番号	施設名	施設種別	定員数
3	ひまわり	共同生活援助支援事業グループホーム	5人

※1



※2

※3

番号	施設種別	市町名	受入可能人数
3	民間宿泊施設	^{せんぼくし} 秋田県仙北市（1施設）	5人

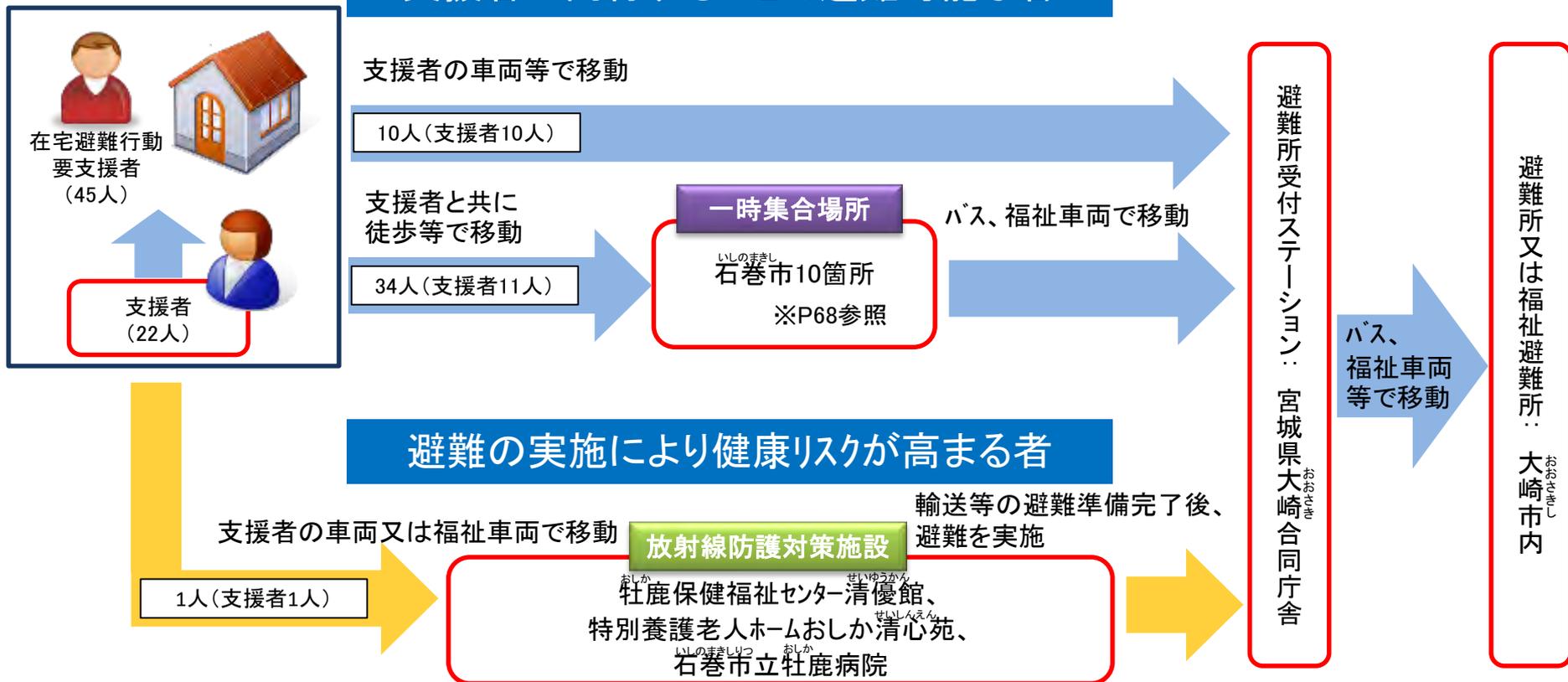
- ※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が完了するまで放射線防護対策施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

- ※3 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者45人のうち、22人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者

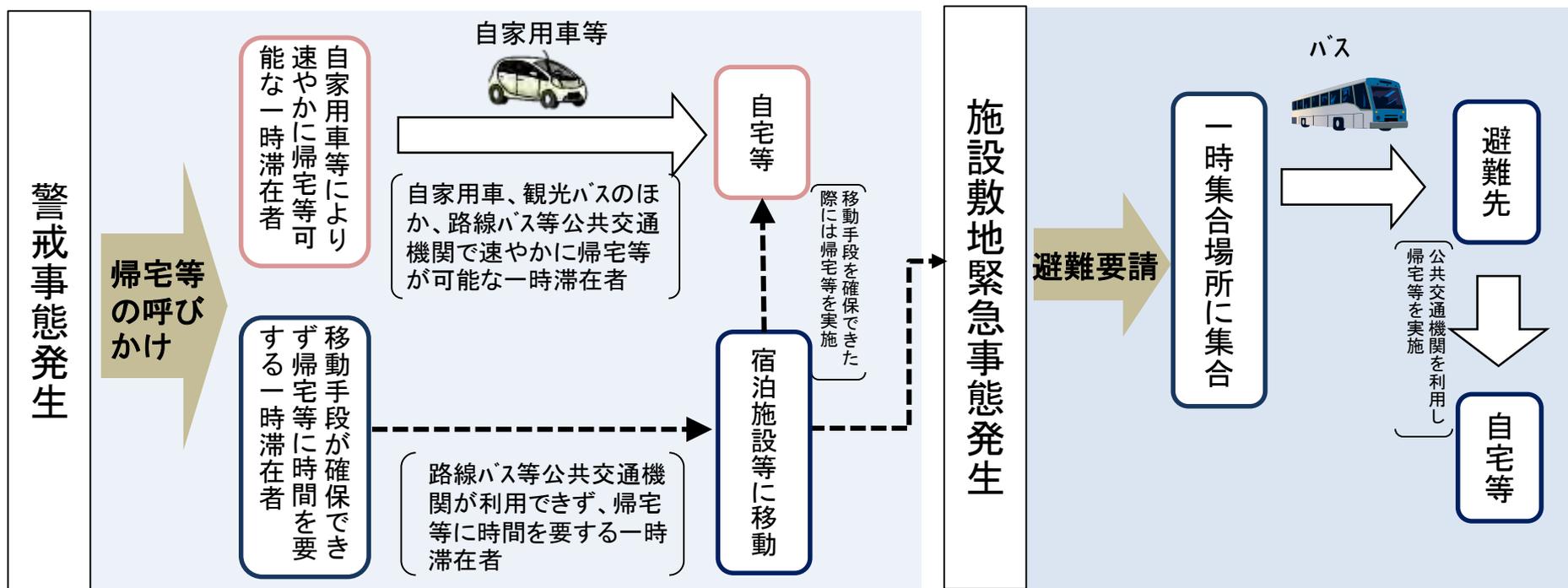


避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の観光客等一時滞在者の避難等

- 宮城県及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県や石巻市が確保した車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



<準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の観光客見込人数>

施設数	人数
3	607人

※観光客見込人数は平成30年実績
ピーク時(9月)における1日あたりの観光客数を基に算定

おしか 準PAZ内（牡鹿半島）における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数330人について、バス17台、福祉車両5台

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等を避難先施設に輸送	145人 (児童等93人 + 職員52人)	7台 (児童等93人 + 職員52人)	0台	0台	【バス】 保護者への引渡しによりその分必要台数は減少【P62参照】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P68参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	74人 (入所者37人 + 職員37人)	4台 (入所者31人 + 職員31人)	0台	3台 (入所者6人 + 職員6人)	【バス】 施設ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値【P63参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	45人 (要支援者34人 + 支援者11人)	3台 (要支援者31人 + 支援者9人)	0台	2台 (要支援者3人 + 支援者2人)	【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	2人 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	33人	3台 (33人)	0台	0台	33人全員がバスにより避難 【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の輸送	31人	2台 (31人)	0台	0台	1日あたりの観光施設の観光客見込人数607人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P65参照】
合 計	330人	17台※5	6台※5		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは、牡鹿（おしか）半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 必要車両台数については、相乗りや近隣の施設までのピストン輸送等により重複しており、合計値が合わない場合がある。